平成２２年（フ）第７８４８号
大阪府摂津市庄屋１丁目１番19号　シャネルハイツ102号、開始決定時の住所大阪府吹田市千里丘中３番23号
破産者　乾　　雅江（旧姓新宅）
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２２４号
大阪府堺市美原区大饗53―１　コンフォースＭＩＹＡ106号、開始決定時の住所大阪市住吉区墨江３丁目17番７号
破産者　山本　高幸
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０２８号
大阪市福島区大開２―16―10　ジュネス福島703号、開始決定時の住所大阪市福島区玉川３丁目11番３号
破産者　大久保　勇
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９５号
大阪市大正区千島２丁目４番３―230号
破産者　中岡　孝子
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９４７号
大阪市平野区瓜破東２丁目１番12―606号
破産者　米田　昇司
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３７号
大阪府河内長野市菊水町４番12号
破産者　土井　禎浩
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１５７号
神戸市長田区長田町２丁目１番６号メゾン長田505号、開始決定時の住所神戸市長田区片山町５丁目11番24―313号
破産者　森　　晃一
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８５号
神戸市長田区五位ノ池町２丁目１番２―315号、従前の住所兵庫県明石市大久保町福田３丁目１番24―505号
破産者　嵜野　浩宣
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０９号
大阪市天王寺区生玉寺町１―12　エストメゾン夕陽ヶ丘301号室、住民票上の住所兵庫県西宮市戸田町３番22―601号
破産者　熊本　憲夫
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４０号
兵庫県西宮市久出ケ谷町11番４号、開始決定時の住所東京都大田区萩中３―１―21　アローズトミタ406
破産者　普喜　一夫
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０１号
兵庫県姫路市御立中２丁目４番２号
破産者　安部　利英
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３８号
兵庫県姫路市苫編南２丁目178番地９、従前の事業所所在地兵庫県姫路市苫編48番地
破産者　内川技研こと　内川晉太郎
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９５号
鳥取県倉吉市下米積1172番地４
破産者　前田　雄大
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第６６７号
鹿児島県鹿児島市大竜町10番27号　松元アパート102号
破産者　松元　康文
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
沖縄県浦添市宮城３丁目13番18―302号　グリーン・キャッスル
破産者　古堅　宗医
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４７号
北海道網走市南13条西２丁目18番地の２　わかば荘１―左
破産者　鎌田　利弘
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成１９年（フ）第８９０号
新潟県新潟市秋葉区北潟299番地
破産者　志田　　隆
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部